

特別養護老人ホーム吉井川荘空調設備等大規模改修事業
公募型プロポーザル実施要項

この公募は、国土交通省の「令和5年度既存建築物省エネ化推進事業」の採択を前提に行うこととなります。不採択となった場合は、同補助金の二次公募に応募するため、工事期間が変更になります。あらかじめご了承ください。

なお、二次公募も不採択となった場合においても、本工事は実施します。

1 目的

特別養護老人ホーム吉井川荘では、平成15年に新築移転をし、19年が経過したことに伴い空調設備等に経年劣化による故障が頻繁に発生している。ここ数年は修繕により対応してきたが、部品の供給がメーカー在庫のみとなり、今後は修理ができなくなる可能性がある。照明設備についても、蛍光灯等を使用しており、いずれはLED照明等への更新が必要である。

このような状況から、空調設備及び照明設備等の全面的な改修を行うことになった。新たに導入する空調設備等は、省エネ性能の高いものを選定し、温室効果ガス排出量の大幅削減を目指す。

本工事は、国土交通省が実施する令和5年度既存建築物省エネ化推進事業の交付を受けて行う。そのため、本補助事業の要件に則った設計・施工が必要であり、原則として施設を使用しながら施工を行う制約もある。

多岐にわたる本工事を限られた時間、予算内で効率的かつ効果的に遂行するためには、豊富な経験や高い技術力・調整力を反映した現場条件に適した設計が不可欠である。よって、設計・施工一括発注方式による公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行おうとするものである。

2 事業概要

- (1) 事業名：特別養護老人ホーム吉井川荘空調設備等大規模改修事業
- (2) 工事場所：特別養護老人ホーム吉井川荘
〒708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原838番地
- (3) 工事内容等：「特別養護老人ホーム吉井川荘空調設備等大規模改修事業要求水準書」のとおり
- (4) 予定工期：契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで
- (5) 予算限度額：92,892千円（消費税および地方消費税の額を除く。）
- (6) 発注方式：本事業者の選定は公募型プロポーザル方式によって行い、選定業者へ設計から施工までを一括して発注するものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から随意契約締結日までの間に、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

(1) 応募者

- ア 応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業又は複数企業により構成される共同企業体とする。
- イ 共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表者を選出するとともに、本事業における構成員の役割を明確にすること。

(2) 参加要件

- ア 令和5年度美咲町建設工事入札参加者名簿及び令和5年度赤磐市入札参加資格者名簿に登録されていること。共同企業体については、複数企業の構成員すべてが、それぞれ令和5年度美咲町建設工事参加者名簿及び令和5年度赤磐市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。共同企業体については、構成員のいずれかが管工事について特定建設業許可を受けていれば要件を満たすものとする。
- ウ 美咲町及び赤磐市における「管工事」に係る建設工事請負契約競争入札参加資格を有しており、最新の経営事項評価点数が1050点以上であること。
- エ 日本国内において、公共工事における請負工事金額が45,000千円以上の管工事を元請人として受注し、当該業務が完了した実績を有すること。

(3) 応募資格の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者になることができない。

- ア 直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、本店所在地の都道府県税（法人と都道府県民税、事業税及び不動産取得税）及び市区町村税（法人市町民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がある者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ウ 岡山県内の地方公共団体から建設工事等入札参加資格に係る指名停止措置を受けている者。
- エ 岡山県内の地方公共団体から建設工事等暴力団対策会議運営要領に係る指名除外を受けている者。
- オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく営業停止の処分を受けている者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

- キ 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者。
- ク 代表者及び役員が美咲町暴力団排除条例（平成23年美咲町条例第13号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- ケ 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者でないこと。

4 事業スケジュール

(1) 公告	令和5年7月14日（金）	
(2) 質問の受付期限	令和5年7月20日（木）	17時まで【必着】
(3) 質問の回答期限	令和5年7月24日（月）	
(4) 参加表明書の提出期限	令和5年8月8日（火）	17時まで【必着】
(5) 参加資格審査結果の通知	令和5年8月10日（木）	
(6) 企画提案参考資料の配布	参加表明と同時に配付	
(7) 現地調査等の実施期限	令和5年8月21日（月）	17時まで
(8) 企画提案書の提出期限	令和5年8月24日（木）	17時まで【必着】
(9) プレゼンテーション	8月下旬	
(10) 審査結果の通知・公表	9月上旬	

5 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。なお、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和5年7月20日（木） 17時必着
- (2) 提出方法 プロポーザル質問書（様式第9号）を電子メール又はFAXで担当事務局まで送付すること。送信後に電話で受信確認を行うこと。
- (3) 回答方法 令和5年7月24日（月）までに、美咲町、赤磐市及び吉井川荘のホームページにおいて回答する。

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加の意思がある者は、以下により書類を提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	提出部数	備考
①	参加表明書	1部	様式第1号
②	グループ結成届	1部	様式第2号 単独企業での応募の場合は提出不要。
③	施工実績調書	1部	様式第3号

④	配置予定技術者調書	1部	様式第4号
⑤	配置予定技術者の能力に関する調書	1部	様式第5号
⑥	経営事項審査結果通知書の写し(最新)	1部	
⑦	建設業許可書の写し	1部	
⑧	会社概要	1部	任意様式 沿革及び主要な営業経歴、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数等を網羅したもの。(会社パンフレット等の資料で代替可)
⑨	秘密保持に関する誓約書	1部	企画提案参考資料の配布を希望しない場合は提出不要。

(2) 提出期限 令和5年8月8日(火) 17時必着

(3) 提出方法 担当事務局まで持参又は郵送(書留郵便等追跡調査が可能なもの)すること。

期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

7 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知(様式第12号)は、令和5年8月10日(木)に参加表明書記載の電子メールアドレスへ通知する。

8 企画提案参考資料の配布

参加表明時に秘密保持に関する誓約書(様式第10号)を提出した事業者には、下記ア～ウの図面を収録したCD-Rを配布する。参加表明書類を持参した事業者には持参時にCD-Rを配布し、郵送した事業者には郵送にてCD-Rを配布する。

ア 建築関係図面(特記仕様書、配置図・付近見取図、求積図、仕上表、平面図、屋根伏図、立面図、断面図、天井伏図、矩計図、断面詳細図、平面詳細図、建具表、その他)

イ 空調関係図面(空調配管・ダクト施工図)

ウ 電気関係図面(電灯設備図、空調・動力・幹線設備図)

9 現地等調査

公告の日から令和5年8月21日(月)まで、現地調査及び図面等の閲覧ができる。ただし、土日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

現地等確認を実施する場合は、事前に担当事務局に連絡し、承認を得ること。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

No.	提出書類	提出部数	備考
①	企画提案書提出届	1 1部	様式第6号
②	提案総括表	1 1部	様式第7号
③	技術提案書	1 1部	様式第8号
④	工事費見積り	1 1部	任意様式 見積り等に関する注意点（別添資料5）を参考に作成すること。
⑤	①～④の電子データ	1部	

(2) 提出期限 令和5年8月24日（木）17時必着

(3) 提出方法 担当事務局まで持参又は郵送（書留郵便等追跡調査が可能なもの）すること。期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

11 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 令和5年8月下旬

(2) 出席者 1事業者3名（グループの場合は1者につき2名）まで

(3) 実施内容 企画提案書の説明：25分以内、質疑応答：15分程度

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は別途通知する。

イ 企画提案書等の説明にプロジェクター等による映像を用いることを認める。
スクリーンについては事務局で準備するが、その他必要な機器は参加者が準備すること。

ウ プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションは非公開とする。

12 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

ア 当組合が設置する審査委員会により審査を実施する。

イ 個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申立ては一切認めない。

ウ 採点は、委員各々が評価基準により採点を行い、最高採点者と最低採点者を除いた委員の採点を合計し、総合得点とする。総合得点が最も高い事業者を最優先交渉権者とし、最も高い事業者が2者以上あるときは、見積価格の低い者を上位者とする。総合得点が6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は選定の対象としない。

エ 審査結果は、すべての提案事業者に対し、書面により通知するとともに、美咲町、赤磐市及び吉井川荘のホームページに事業者の名称及び総合得点を掲載して公表する。

(2) 審査項目及び配点

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	企業の施工実績	10
	配置予定技術者の能力	10
企画提案	導入設備及び施工の妥当性	20
	ランニングコスト削減効果（電力削減量）	10
	工事中的対応（安全管理、施設運営への配慮）	30
	実施スケジュール（入居者や施設運営に配慮した施工手順、実施工程の妥当性）	30
見積価格	見積金額の妥当性	20
合計		130

13 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ア 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- ウ 実施要項の規定に違反すると認められた場合
- エ 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

14 その他

- (1) 本プロポーザルに参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等の提出は、1者（1グループ）につき1件とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合には、美咲町情報公開条例（平成17年美咲町条例第14号）に基づき、公開することがある。ただし、提案事業者の正当な利益を害する恐れがある部分等については、非公開とする。
- (6) 参加表明書（様式第1号）提出後に辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様式第11号）を担当事務局に持参又は郵送にて提出すること。
- (7) 提出期限後の提出書類の差替え、追加及び再提出は認めない。ただし、当組合が指示した場合はこの限りではない。

- (8) 企画提案の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権当の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果に生じる責任は、提案事業者が責任を負うものとする。
- (9) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (10) 事故等の発生により必要と判断した場合、本プロポーザルを中止、延期又は開催方法を変更する。この場合において、本プロポーザル参加者に対して損害が生ずることがあっても当組合はその責を負わない。

15 担当事務局

特別養護老人ホーム吉井川荘

住所：〒708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原838番地

電話：0868-62-1277 FAX：0868-62-2260

E-mail：yoshiigawaso@cyerry.net